

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会三重本部

令和元年度「四日市支部 第4回研修会」開催のお知らせ

この研修は、宅建業法第64条の6に基づいて実施される研修であり、宅地建物取引に従事する者等に対し、宅地建物取引業に関する知識及び能力の向上のため実施いたします。

開催日時	令和2年1月7日(火) 3時00分～4時15分
受付	午後2時40分より
開催場所	会場名：四日市都ホテル3F 朝明の間 所在地：四日市市1-3-38 電話番号：059-352-4131
受講定員	80名
受講対象者	宅地建物取引業に従事する者及び従事しようとする者、一般消費者
受講料	協会会員 無料 会員以外 無料
研修の内容 講師	民法改正 Part4『遺産分割、遺言制度、遺留分制度に関する改正』 四日市エース法律事務所 鈴木克昌 弁護士
申込方法等	申込書を12月20日までに郵送またはFAX(059-352-4288)して下さい。 【主催】(公社)三重県宅地建物取引業協会 四日市支部 (公社)全国宅地建物取引業保証協会三重本部 住所 〒510-0072 四日市市九の城町9-10 連絡先 TEL059-352-9555(担当者 森、森田)
<会員外受講申込書>	
住所.....	※所属団体があれば記入願います。
氏名.....	団体名.....
電話番号(携帯).....	商号.....